令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省3一⑫)

政策分野名 【施策名】	環境政策の推進		大臣官房環境バイオマス政策課(消費・安全局、輸出・国際局、 農産局、畜産局、農林水産技術会議事務局、水産庁) 【大臣官房環境バイオマス政策課、消費・安全局農産安全管理 課、輸出・国際局参事官(新興地域)室、農産局総務課/園芸 作物課/農業環境対策課、畜産局畜産振興課、農林水産技術 会議事務局研究企画課/研究開発官(基礎・基盤、環境)室、 水産庁増殖推進部栽培養殖課】
政策の概要 【 ^{施策の概要} 】	気候変動に対する緩和・適応策の推進、生物多様性の保全及び利用、有機農業の更なる推進、土づくりの推進、農業分野におけるプラスチックごみ問題への対応、農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション	政策評価体系上の 位置付け	農業の持続的な発展
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の2(8) ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) ・気候変動適応計画(令和3年10月27日閣議決定) ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和3年10月22日閣議決定) ・革新的環境イノベーション戦略(令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議 決定) ・生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定)	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	気候変動	かに対する	緩和•適	応策の推議	進						
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	温室効果	 見ガスの排	出削減目	標の確実	な達成に	こ向けて、	、農林水	産分野の	の温室効	果ガスの排と	出削減対策や農地による吸収源対策等を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	農地によ	る吸収源	対策等の	推進、農	林水産分	野の温室	室効果ガ	この排出	引削減対	策の推進	
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実 I	積値	1	指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	11317373	
「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13 日閣議決定)におけ る農地土壌炭素吸収 源対策による土壌炭	145 万t- CO2	25年度	Р	12年度	P 332万t -CO2	P 252万 t-CO2	Р	Р	Р	F↑一他	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(8)①の「農地による吸収源対策等を推進」に該するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 令和3年1月に算定方法の見直しを行い、それも踏まえて目標の見しを検討しているところでありPとしている。
素貯留量(吸収量)	把握(の方法	作成時期 第出方法 ※ 年月 値を記り	期:調査3 去:全国の 度ごとの3 入	翌々年度 D農地・ 実績値は	3月末り 草地の銀 、調査3	頁 広質土壌 翌々年度	における この3月	る土壌炭 末に公表		
		合いの 2方法								厚値の下限値 Bランク:	I)×100 50%以上90%未満、Cランク:50%未満

							年度	ごとの目	標値			
	測定指標	基準値		目標値,			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由 (みばらか)
			基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		4,953	25年度	4,650	12年度	4,842 万t- CO2	4,822 万t- CO2	4,803 万t- CO2	4,785 万t- CO2	4,766 万t- CO2	F ↓ 一差	【測定指標の設定理由】 基本計画第3の2(8)①の「農林水産分野の温室効果ガスの排出削減対策の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】
	イ 農林水産分野の温 室効果ガスの排出量	万t-CO2 ²	20千尺	万t-CO2	2	5084万 t-CO2	令和5 年4月 頃把握 予定				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	基準年(2013年度)の農林水産分野の温室効果ガス総排出量から、「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)における農林水産分野の排出削減量の目標値の合計を差し引いた値を目標値として設定。 ※ 基準値、目標値及び実績値は、毎年の日本国温室効果ガスインベントリ報告書の更新により変化する場合がある。
		把握 <i>0</i>	D方法		: 対象年月	隻の翌々年	年度4月	頃(日本	国温室郊	カ果ガスィ		環境研究センター 温室効果ガスインベントリオフィス) 報告書により対象年度の排出量が公表された時点)
		達成度			ὰ度合(%)=(当該年度実績値−基準値)/(当該年度目標値−基準値)×100 ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満							

	施策(2)	生物多様	性の保全及	及び利用、	有機農業の	の更なる推	進進					
	施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	生物多様	性の保全や	や有機農業	の更なる技	推進に向い	ナて、生物	多様性例	早全に効!	果の高い]	取組を推進す	るとともに、有機農業の取組面積の拡大等を図る。
	目標① 【達成すべき目標】	有機農業	等、生物多	5様性保全	に効果の評	高い取組(の推進、有	機農業の	の取組面積	積拡大		
				日標値				ごとの目				
	測定指標	基準値	#:#				年度	ごとの実 	: 損値 		指標一 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
			基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
		23.5		63		29 T ha	31 Fha	33 千ha	35 Fha	38 T ha		【測定指標の設定理由】 基本計画第3の2(8)②の「有機農業等、生物多様性保全に効果の高い取 組の推進」及び基本計画第3の2(8)③の「有機農業の取組面積」に該当する アウトカム指標として設定。
	ア 有機農業の取組面積	23.5 29 ⁴ 千ha	29年度	干ha	12年度	25.2 千ha	R5年5 月 把握予 定				S↑一直	【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 「新たな有機農業の推進に関する基本的な方針について」において、令和 12年までに有機農業の取組面積を6万3千haにする目標を定めていることか ら、これを目標値として設定した。
		把握(出典:「国内における有機 J A S ほ場面積」(農林水産省食料産業局食品製造課調べ) 「有機農業の取組面積に係る実態調査」(有機農業の取組面積)農林水産省生産局農業環境対策課調べ 作成時期:調査翌々年度7月頃 算出方法:上記調査から有機 J A S 認証を取得している農地と、有機 J A S 認証を取得していないが有機農業が行われている農地の 面積を合算し算出 ※ 年度ごとの実績値と目標値は、実績値を調査翌年度に把握するため、評価を実施する時期に把握できないことから、前年度の値を記入								
			合いの 方法	達成度合 A'ラン								上90%未満、C ランク:50%未満

	施策(3)	土づくりの	推進									
	布策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	土づくりを	推進するだ	とめ、農地・	への堆肥等	等の活用を	少促進					
	目標① 【達成すべき目標】	堆肥等の	活用の促進	<u>É</u>								
								ごとの目			1K1#	
	測定指標	基準値	基準	目標値	目標年度	2年度	3年度	ごとの実績値		6年度	指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
			年度		年度	2十段	3千茂	4年度	5年度	0千及		
		0.60		1.05		0.64 トン	0.67 トン	0.71 トン	0.75 トン	0.79 トン		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(8)④の「堆肥等の活用を促進」に該当するアウトカム指標として設定。
	ア 単位面積(1ha)当た りの堆肥の施用量	トン	30年度	1.05 トン	12年度	0.56 トン	0.62 トン				F↑一直	【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 堆肥の施用量について、近年減少傾向にあるため、基本計画の目標年度と なる令和12年度に、20年前の施用量に戻すことを目標として設定。
		把握の	の方法	作成時期 算出方法	典:「農業経営統計(米生産費)」(農林水産省)							
			合いの 方法		(%) = ク:150%							上90%未満、Cランク:50%未満

施策(4)	農業分野	におけるフ	プラスチック	ごみ問題~	への対応						
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業分野	のプラスチ	ックごみ問	題の対応に	こ向けて、	廃プラス	チックの[回収・適正	E処理の徿	敬底や循環利	用の促進、排出抑制のための生分解性マルチの利用拡大を推進する
目標① 【達成すべき目標】	廃プラスラ	チックの回り	仅•適正処3	理の徹底や	₽循環利月	用の促進、	排出抑制	別のための)生分解(生マルチの利	用拡大
						年度	ごとの目	標値			
 測定指標	基準値		▋▋██			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
施設園芸におけるプ ア ラスチック排出量に 対する再生処理量	72.5 %	28年度	80 %	8年度	74 % 74.5 %	75 % 74.5 %	76 %	77 %	78 %	F↑—直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(8)⑤の「廃プラスチックの回収・適正処理の徹底や循系利用の促進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 プラスチック資源循環戦略(消費者庁、外務省、財務省、文部科学省、厚労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)では、2035年まにプラスチックのリサイクル率(熱回収を含む)100%とされている。 そのため、2019年の最新のリサイクル値(H28)が70%台であったことから、2025年80%、2030年90%、2035年100%を経過目標とし、隔年の調査周期もまえて設定。 なお、調査を実施しない年度に目標値を設定することは適切ではないが、便宜的に目安値として基準値と目標値を直線で結んで年度ごとの目標値を記載している。
	把握(の方法	作成時期 算出方法		々年度3. 査の農業	月末頃 用廃プラ	スチック	処理量の	うち再生	園芸作物課調 生処理された 票値は、奇数	
				·い(%) = ケ:150%ま							上、90%未満、Cランク:50%未満

	701-5-15-1=	++ >#- -						ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由
	測定指標 	基準値	基準 年度	目標値目標年度		2年度	3年度	4年度		6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		3,400 トン 30年	30年度	4,600	5年度	3,400	3,600	3,900トン	4,200 トン	4,600	・F↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(8)⑤の「排出抑制のための生分解性マルチの利用拡大」に該当するアウトカム指標として設定。
	イ 生分解性マルチの 年間利用量		30平度	トン	5年及	3,606	3,822				1 12.	【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 生分解性マルチについて事業終了予定である2023年度(令和5年)までの 目標値を、これまでの利用実績及び今後の利用見込みを考慮し設定。
		把握6		作成時期 算出方法	典:生分解性マルチの利用状況(出荷量調査)(農業用生分解性資材普及会調べ) 成時期:調査翌年度12月末頃 出方法:農業用生分解性資材普及会が行う生分解マルチの利用状況(出荷量調査)を集計 年度ごとの実績値と目標値は、実績値を調査翌年度の12月末に把握するため、評価を実施する時期に把握できないことから、前年							
			:合いの :方法		い(%) = 7 : 150%起							こ、90%未満、Cランク:50%未満

施策(5)	農業の自	業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション											
			けて、有機農業をはじめとする生物多様性と自然の物質循環が健全に維持され、自然資本を管理・増大させる取組について消費者等に分かりやすく伝え、持続 を促す取組を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	持続可能	な消費行動	めを促す取	組の推進									
油中托布	###		口無法	目標値			ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由		
】 測定指標	基準値	基準 年度	日保旭	目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)		
環境に配慮された マークのある食品・商	32.2	2年度	50 %	7年度	30 %	34 % 28.0	38 %	42 %	46 %	· F↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(8)⑥の「持続可能な消費行動を促す取組の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)設定の根拠】 現状の数値と、今後のフードサプライチェーンにおける関係者の行動変容と相互連携を促す環境整備の支援の取組の進捗を考慮して設定。		
ア 品を選ぶことを意識している消費者の割合			作成時期 算出方法 達成度合	相互連携を促す環境整備の支援の取組の進捗を考慮して設定。 4:消費者意識基本調査(消費者庁) 時期:調査翌年度6~7月頃 法方法:環境に配慮されたマークのある食品・商品を選ぶことを「かなり意識している」者と「ある程度意識している」者の割合を合 就度合(%) = (当該年度実績値) / (当該年度目標値) ×100 ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

	-1 44	予算	額計(執行	亍額)	3年度	関連す		令和3年度行政
	政策手段 (開始年度)	30年度	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	当初予算額 [百万円]	る指標	政策手段の概要等	事業レ ビュー 事業番 号
(1)	農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業のうち農畜産業プラスチック対策強化事業(令和2年度)(主)	-	_	11 (9)	8	(4)-(1)-7 (4)-(1)-1	-	0009
(2)	国際機関を通じた農 林水産業協力拠出 金 (昭和48年度) (関連:3-⑤、②)	1,906 (1,906)		1,920 (1,898)	1,775	(1)-①-ア(1)-①-イ	-	0076
(3)	産地生産基盤パワー アップ事業(平成27 年度)(関連:3-⑨)	53,083 (35,670)	27,475 (21,183)		-	(3)-①-ア	-	0168
(4)	強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (令和元年度) (関連:3-⑨)	-	16,086 (9,139)		16,214	(3)-①-ア	-	0173
(5)	持続的生産強化対 策事業 (令和元年度) (関連:3-⑨)	-	21,769 (19,773)		17,021	(1)-①-┤ (2)-①-ア	-	0174
(6)	農林水産研究推進 事業 (令和2年度) (関連:3-⑪)	-	-	2,293 (2,285)	2,150	ŀ	-	0215
(7)	気候変動等に対応した海外遺伝資源の保全・利用促進事業 (平成29年度) (主)	28 (28)	31 (28)	28 (28)	28	(1)-①-イ (2)-①-ア	-	0219

(農林水産分野にお ける地域気候変動適 8) 応推進事業 (令和元年度) (主)	—	18 (17)	17 (17)	17	(1)-①-イ	-	0220
(フードサプライチェー ンの環境調和推進事 9) 業 (令和2年度) (主)	_	_	25 (24)	-	(1)-①-イ (2)-①-ア (5)-①-ア	-	0221
(輸入栽培用種子中 の未承認遺伝子組 換え体検査対策事 業委託費 (平成24年度) (主)	12 (11)	10 (10)	10 (10)	10	1	-	0222
(環境保全型農業直 接支払交付金 (平成23年度) (関連:3-個)	2,460 (2,383)	2,451 (2,406)	2,451 (2,356)	2,450	(1)-①-7 (1)-①-1 (2)-①-7	_	0223
	農地土壌炭素貯留 12)等基礎調査事業 (平成29年度) (主)	47 (47)	48 (48)	48 (47)	48	(1)-①-ア (1)-①-イ	-	0224
(養殖対策 13) (平成22年度) (関連:3-22)	245 (234)	582 (357)	387 (267)	387	(1)-①-イ	-	0276
(食料安全保障の確立に向けた新たな国民運動推進事業のうちフードサプライチェーンの環境調和推進事業(令和3年度)(主)	-	_	-	43	(1)-①-イ (2)-①-ア (5)-①-ア	-	新21- 0013

地力増進法 (15)(昭和59年) (主)	_	-	——————————————————————————————————————	-		地力の増進を図るための基本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めるとともに、土壌改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を規定している。上記の基本指針において、地力の増進に向けた方策として、有機物の標準的な施用量を示すことにより、農業生産力の増進と農業経営の安定を図る。	-
地球温暖化対策の 推進に関する法律 (平成10年) (主)	-	——————————————————————————————————————	——————————————————————————————————————	-	(1)-①-ア(1)-①-イ	地球温暖化対策計画の策定、温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講じること等により、地球温暖化対策の推進を図る。	-
持続性の高い農業 生産方式の導入の (17) 促進に関する法律 (平成11年) (主)	-	-	_	-	(2)-1)-7	たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)に対し、金融上の特例措置を講ずる。エコファーマーの認定件数の増加を図ることにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。	1
家畜排せつ物の管 理の適正化及び利 用の促進に関する法 律 (平成11年) (関連:3-⑨)	-	_		-		家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図ることにより、たい肥が生産・有効利用され、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。	I
有機農業の推進に (19) 関する法律 (平成18年) (主)	-	—		-	(2)-①-7 (3)-①-7	有機農業の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を規定している。有機農業者や消費者等に対して有機農業の推進に関する施策を総合的に講ずることにより、有機農産物の消費喚起及び利用拡大に寄与する。	ı
生物多様性基本法 (20) (平成20年) (主)	-	_		-	(2)-①-7	生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定等を規定している。生物多様性の保全及び利用に関する政策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与する。	-
農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原(21) 材料としての利用の促進に関する法律(平成20年)(関連:3-③)	-	_		-	(1)-①-イ	原材料生産者と燃料製造業者が連携した取組に関する計画及び研究開発に関する計画を国が認定する制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し、税制や金融上の支援措置をする。 この法律の適正な執行により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、地球温暖化対策の推進に寄与する。	-

農業の有する多面的 機能の発揮の促進 (22) に関する法律 (平成27年) (関連:3-⑦、⑧、⑭)	-	-	-	-	(1)-①-7 (1)-①-1 (2)-①-7	多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、同事業を推進するための措置等を講ずることにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進に寄与する。加えて、自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を通して、地球温暖化防止や生物多様性保全等に貢献する。	-
気候変動適応法 (23) (平成30年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-イ	政府による気候変動適応計画の策定、気候変動影響評価の実施等の措置を講ずることにより、気候変動への適応を推進する。	-
農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づくバイオ燃料製造設備(エタノール、ディーゼル、ガス、木(24)質ペレットの各製造設備)に係る固定資産税の課税標準の特例[固定資産税:地方税法附則第15条第20項](平成20年度)(関連:3-③)	15 (20)		18 (21)	22	(1)-①-イ	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づき、認定生産製造連携事業計画に従ってバイオ燃料製造設備を新設した場合、固定資産税の課税標準を3年間、()内の率を掛けた額に軽減する。 【対象となるバイオ燃料】 木質固形燃料(2/3)、エタノール(2/3)、バイオディーゼル(2/3)、ガス(メタン、木質等)(1/2) この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、地球温暖化対策の推進に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]	57,796	70,339	104,982	40,173		URL https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/index.html	
政策の執行額[百万円]	40,307	54,818			971	nccps.//www.man.go.jp/ J/ budget/ Teview/ 10/ index.iitiiii	

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)	当初予算額	関連す る 指標	政策手段の概要等	令和3年
	30年度 元年度 2年度 [百万円] [百万円] [百万円]				令和3年 度事 リニュ サニュ サニュ サニュ サニュ サニュ サニュ サニュ サニュ サニュ サ
(1) -		-	-	-	-

⁽注1)当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。

それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

⁽注2)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

⁽注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。